

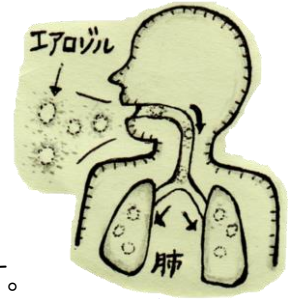
～はじめに～

レジオネラ症とは

レジオネラ症は、レジオネラ属菌が原因となって発症する感染症です。

レジオネラ属菌に汚染されたしぶき（ミスト、エアロゾル）などを吸い込むことで感染し、症状は大きく2つに分類されます。

- ・「ポンティアック熱」：主な症状は発熱や寒気などで、一般に軽症で治ることが多い。
- ・「レジオネラ肺炎」：症状が非常に重くなることがあり、最悪の場合、死に至ることがある。



レジオネラ症は死に至る可能性があります。

施設が汚染されると一度に多くの人々が感染する可能性がある感染症です。

感染源となった場合、管理責任が問われます。

- ・2014年 感染者数1,236人、死亡者数65人
- ・2015年 感染者数1,587人、死亡者数59人

レジオネラ属菌を「つけない」、「増やさない」、「吸い込ませない」ことが重要です。

- ・レジオネラ属菌は川、温泉、土壌など自然界に広く存在します。
施設内に菌を「つけない」対策を徹底しましょう。
- ・浴槽、循環系統内は、レジオネラ属菌が増殖しやすい環境です。
清掃、消毒を徹底し菌を「増やさない」ようにしましょう。
- ・塩素系薬剤か、60℃以上の高温で殺菌できます。
- ・レジオネラ属菌を含むしぶきを吸い込むことで感染します。気泡発生装置等、しぶきを発生する設備に注意し、菌を「吸いこませない」ようにしましょう。

レジオネラ症防止対策のための衛生管理手引書を作成しましょう。

仙台市では、旅館業及び公衆浴場について、施設の適正な衛生管理のため、条例で衛生管理手引書及び点検表の作成を義務付けています。

本手引きは、入浴施設の衛生管理において大変重要なレジオネラ症防止対策に絞って、適切な手引書と点検表を作成できるよう解説したものです。

レジオネラ症は重篤な場合、死に至る感染症です。施設が感染源となった場合は、営業継続が困難になりかねないなど、経営上のリスクとしても重要です。

このため、適切な手引書、点検表を作成し、管理運営することが必要です。

入浴施設ごとに、構造設備は様々ですので、それぞれの施設にあった衛生管理手引書を作成しなければなりません。

レジオネラ症防止対策のための衛生管理手引書のメリット

- レジオネラ症防止対策のための指針となるものです。いつでも施設のレジオネラ症防止対策を再確認することができます。
- レジオネラ症防止のために必要なポイントをおさえた衛生管理が実施できます。
- 新任者に清掃、消毒手順を正しく短時間で教えることができます。
- 担当者が変わっても、勤や経験に頼らず、代行者が適切に衛生管理をすることができます。
- 手順に従って実施された結果が、点検表に記載されるため、管理状況の把握が容易になります。
- 点検結果が異常を示した場合、何らかの対応が必要ですが、予め異常時の対応を決めておけば、迅速な改善につなげることができます。

本手引きは、レジオネラ症を未然に防止するためにどのような点に気を付ければよいのかを、そのポイントを絞って記載しています。さらに、そのポイントをどのような形で表現すればよいのか、その具体的記載例も掲載しています。維持管理すべき設備ごとに、できる限り見開きで見やすい構成で作成していますので、必要な箇所を効率よく把握することができます。



～もくじ～

もくじ早見表	5
1 レジオネラ症防止対策のための衛生管理手引書の作成	6
衛生管理手引書	6
点検表	6
手引書作成の記載例	7
本手引書のページ構成	8
2 衛生管理責任者を中心とした実施体制	10
衛生管理責任者	10
緊急時の対応	10
手引書作成の記載例	11
3 浴槽の配管系統図	12
手引書作成の記載例	13
4 浴槽・浴室の衛生管理	14
手引書作成の記載例	15
浴槽・浴室に関する点検表（例）	18
浴槽水遊離残留塩素確認記録表（例）	20
5 循環設備の衛生管理（ろ過器・循環配管・集毛器）	22
ろ過器の管理	22
集毛器の管理	22
手引書作成の記載例	23
定期的（一週間に一回以上）な消毒方法	24
特別な消毒（生物膜の除去）方法	24
手引書作成の記載例	25
6 薬注器の点検・管理	26
自動注入方式	26
投げ込み方式	26
手引書作成の記載例	27

循環系統（ろ過器・循環配管・集毛器）

	に関する点検表（例）	28
7	シャワー設備の衛生管理	30
	手引書作成の記載例	31
	シャワー設備に関する点検表（例）	32
8	貯湯槽の衛生管理	34
	手引書作成の記載例	35
	貯湯槽に関する点検表（例）	36
9	水質検査の実施	38
	手引書作成の記載例	39
	浴槽水の水質検査頻度について	41
	浴室で使用する湯水の水質検査項目について	41
	湯水の水質基準	42
10	調節箱の衛生管理	44
	手引書作成の記載例	45
	調節箱に関する点検表（例）	46
11	点検表から見た衛生管理の全体像	48
12	各章におけるキーワード	52
	問い合わせ先	54

～もくじ早見表～

あまり時間がないためすぐ知りたいという場合は、下記をご参照ください。

特に〇〇について困っています！！

という方へ

浴槽水の衛生管理は
どうすればいいの？

**14～21・
38～42 ページへ**

残留塩素濃度の管理は
どうすればいいの？

**14・15・20・21
26～29 ページへ**

ろ過器・循環配管は
どんな管理が必要？

22～29 ページへ

レジオネラ属菌が検出
された時の対応は？

**10・11・
38～40 ページへ**

主に・・・

- ★本書説明及び衛生管理体制については・・・➡1、2章
- ★設備管理関係については・・・➡3～8章、10章
- ★水質検査については・・・➡9章
- ★点検表一覧及び索引検索については・・・➡11、12章

をご覧ください！

1 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策のための衛生管理手引書の作成全体像

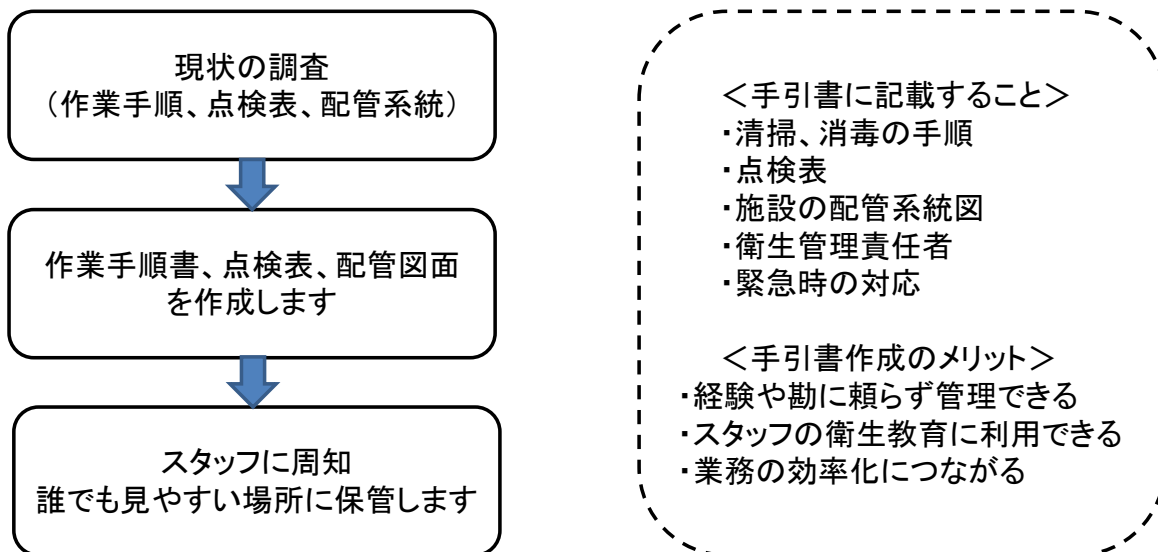
条例

施設の適正な衛生管理のため、衛生管理手引書及び点検表を作成すること

次ページの次章以降の解説、記載例を参考に、施設の衛生管理手引書を作成しましょう。手引書のくわしい記載方法については次章以降に解説がありますので参考にしてください。

手引書は各施設が使いやすい様式で構いませんが、「具体的な清掃、消毒手順」、「点検表」、「施設の構造をまとめた図面」、「衛生管理責任者」、「緊急時の対応」は必ず記載しましょう。

○手引書の作成の流れ



※レジオネラ症患者の発生などがあると、営業停止処分など営業へ大きな影響が起こります。衛生管理手引書を作成し、衛生管理を徹底しましょう。

衛生管理手引書を文書で備えることで、担当者の経験や勘に頼ることなく、適切な衛生管理が実施できるようになり、従業員の衛生管理教育にも利用できます。業務の効率化につながる利点もあるので、分かりやすく活用しやすい衛生管理手引書を作成しましょう。

<解説>

【衛生管理手引書】

仙台市条例における「衛生管理手引書」とは、旅館業施設または公衆浴場業施設全体の維持管理に関する内容（清掃、消毒の手順等）を記載すべきものとして規定されております。担当者の不在、変更時も適切な管理が継続できるように、くわしく記載し、図や写真等を用いて、担当者以外でも分かりやすい内容とすることが求められ、不特定多数の方が利用する旅館業、公衆浴場業施設で、感染症等の健康被害を予防するために作成するものです。

なかでもレジオネラ症等の健康被害は、風評被害や営業停止処分など営業にも大きな影響があります。

そのため、この手引きで紹介する維持管理のポイントは、レジオネラ症防止対策に焦点をあてたものとなっております。

なお、条例上の衛生管理手引書には、レジオネラ症防止対策以外にも様々な管理事項を記載する必要があります。

【点検表】

施設の清掃、消毒等を実施したことを記録するもの。

点検して問題があった場合の対処方法についても具体的に記載しておくこと、適切な対処方法を迅速に実施できます。

<記載例>

入浴施設におけるレジオネラ症防止対策のための衛生管理手引書の作成全体像

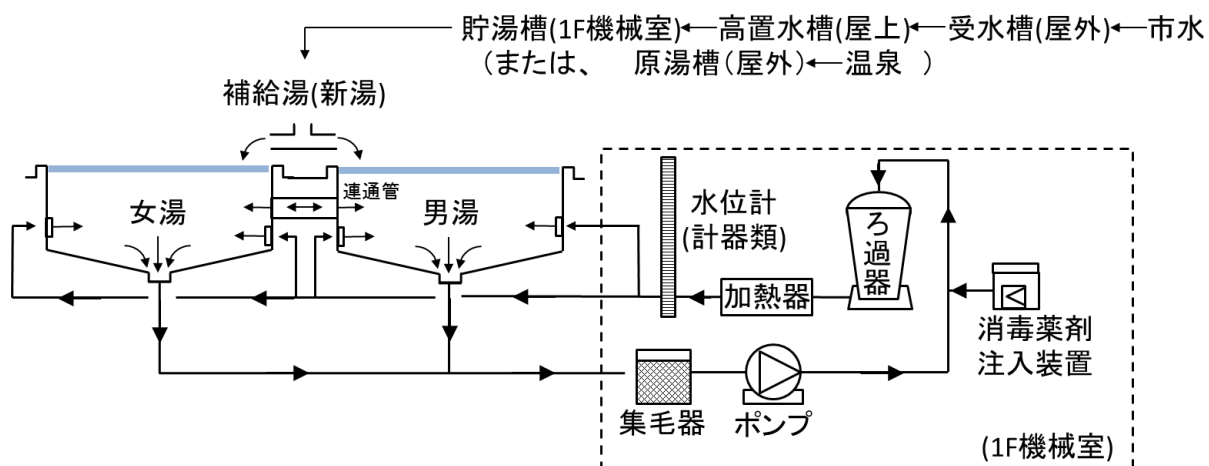
○清掃、消毒手順

- ①~~~~
- ②~~~~
- ③~~~~
-

○点検表

- ①清掃点検表
- ②消毒点検表
- ③設備点検表
-
-

○循環配管系統図



○衛生管理責任者

正担当 ○○ ○○ 副担当 ○○ ○○

○作業担当者

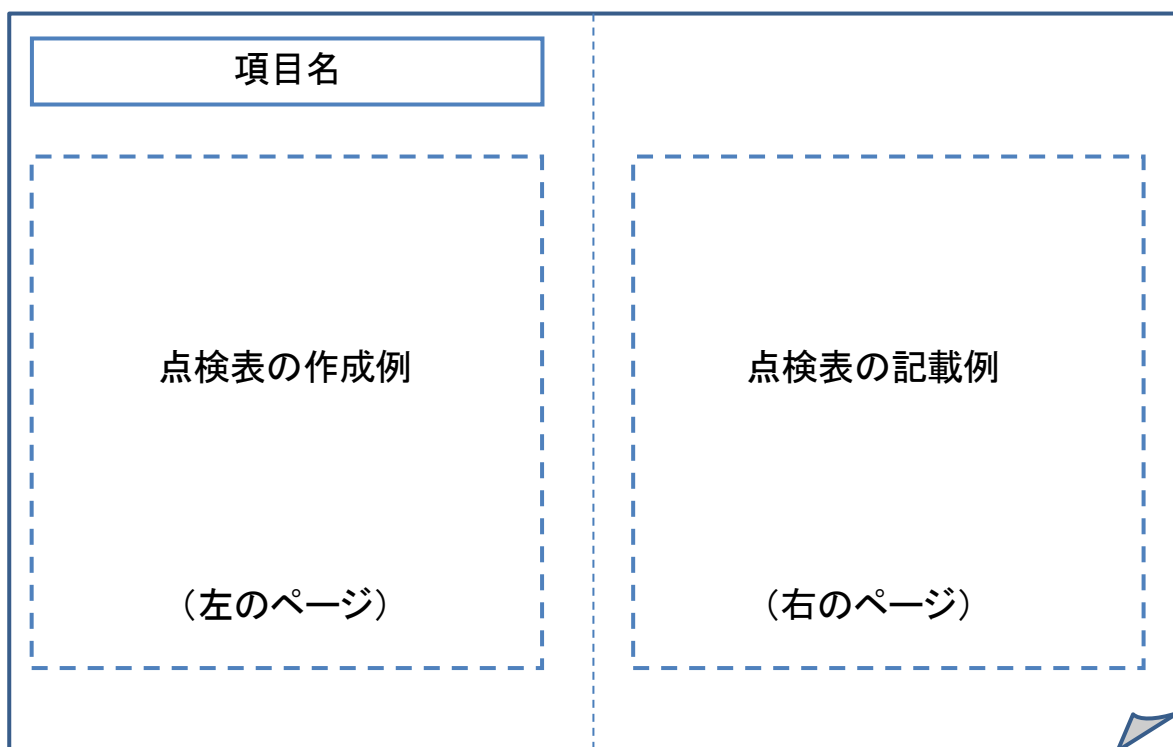
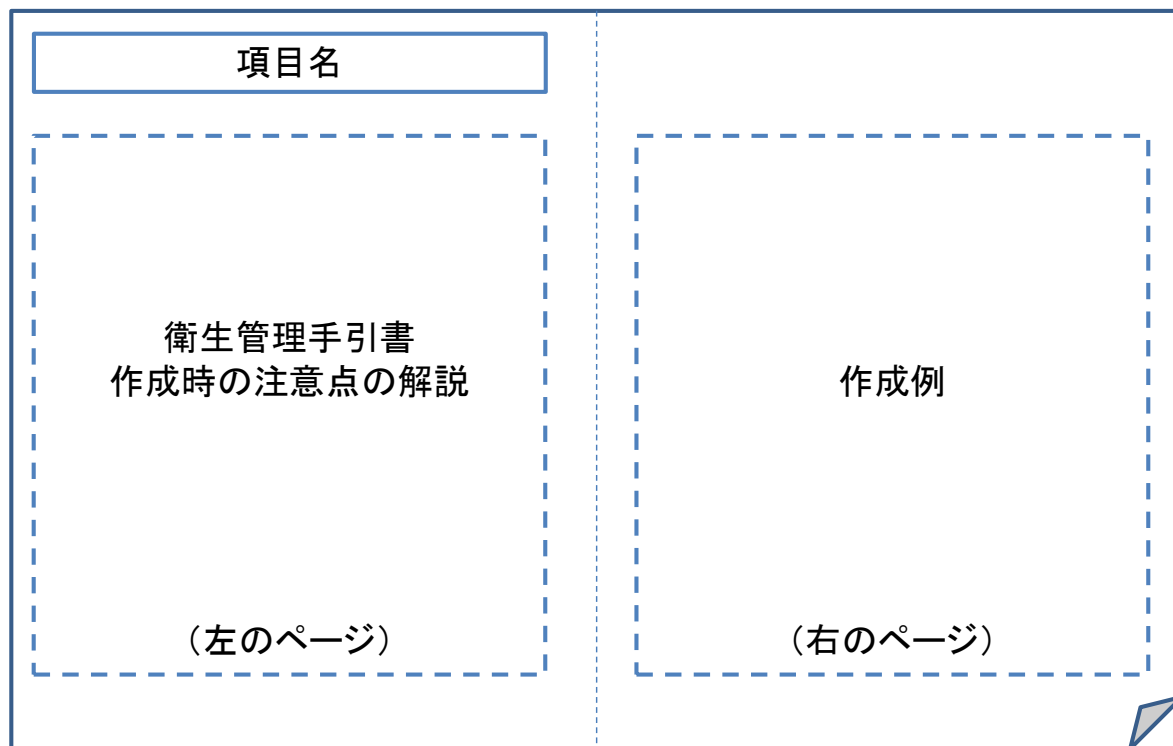
清掃担当 ○○ ○○ 設備担当 ○○ ○○

○緊急時の対応

-
-
-

～本手引書のページ構成～

次章以降におけるページ構成は、基本的に、「衛生管理手引書作成時の注意点の解説」、「衛生管理手引書の作成例」、「点検表の作成例」、「点検表の記載例」となっています。



「衛生管理手引書作成時の注意点の解説」 ページ構成について

項目名
条例
<目的> 目的を記載
<手引書作成のポイント>
<解説>
<参考>

条例 囲み部分 「仙台市旅館業法の施行に関する条例」・「仙台市公衆浴場法の施行に関する条例」の条文を記載しています。

<目的> 各項目の目的を記載しています

<手引書作成のポイント> 衛生管理手引書を作成するにあたり、網羅してほしいポイントを記載しています。

<解説> 各項目で重要となる点について、より詳しく説明しています。

<参考> 解説等の内容について、条例以外に通知等がある場合に記載しています。

2 衛生管理責任者を中心とした実施体制

条例

○旅館業：施設の衛生管理及び善良の風俗の保持に当たらせるため、従業者のうちから衛生等責任者を置くこと。ただし、営業者が自ら衛生等責任者となる場合は、この限りでない。

○公衆浴場業：営業者は、自ら公衆浴場を管理しないときは、当該公衆浴場に管理者を置かなければならない。

<目的>

責任と役割の明確化をはかる。さらに、緊急時においても速やかな対応を講じることができる体制を整備しておく。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：衛生管理責任者として、正担当と副担当の氏名を記載します。

ポイント②：清掃業者、設備担当者、点検業者等、各作業担当の氏名を記載します。

ポイント③：緊急時の連絡網を記載します。

ポイント④：緊急時の具体的な対応内容を記載します。

<解説>

【衛生管理責任者】

衛生管理責任者は施設の衛生管理についての責任者です。衛生管理が適切か確認できる知識や技術を有する者を選任します。

衛生管理責任者は、衛生管理に関する計画の策定、施設内点検結果、水質検査結果の確認と、記録の保管、従業員への衛生教育、研修を実施します。

衛生管理責任者の不在時にも衛生管理が実施されるように副担当も選任し、衛生管理については衛生管理手引書を活用して従業員全員で共有し、担当者のみが衛生管理を把握していることがないようにします。

従業員全員が衛生管理を把握することで、衛生管理責任者が不在時でも衛生管理が適切に実施されるようになり、施設での健康被害を予防することができます。

また、従業員の知識が向上することで作業の改善や効率化が期待できます。

なお、本手引書における衛生管理責任者とは、条例上の衛生等責任者又は管理者に相当する方を意味します。

【緊急時、異常時の対応】

レジオネラ症等の健康被害が発生した場合、水質検査結果が不適合の場合、利用者からの苦情があった場合には、健康被害の拡大を防ぎ、収束させるため、衛生管理責任者を中心として、迅速に的確な対応を実施する必要があります。あらかじめ連絡網を作成し、緊急時に適切に連絡できる体制を整えましょう。

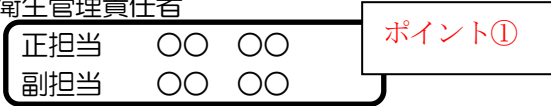
被害の拡大防止のためには、保健所（衛生課）へ迅速に連絡し、健康被害が発生するおそれが高い場合には、該当する入浴施設の使用を中止することが重要です。改善策を実施した後、水質検査結果等で改善を確認し、その後、施設の利用を再開するようにしましょう。

また、入浴施設の維持管理に係る機器類（ろ過器や薬注器等）に異常があった際には、原因追究と速やかな改善が求められます（右ページの異常時記録票を参照）。

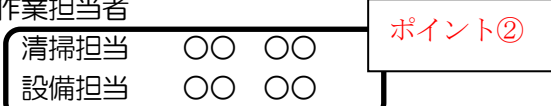
<記載例>

衛生管理責任者を中心とした実施体制

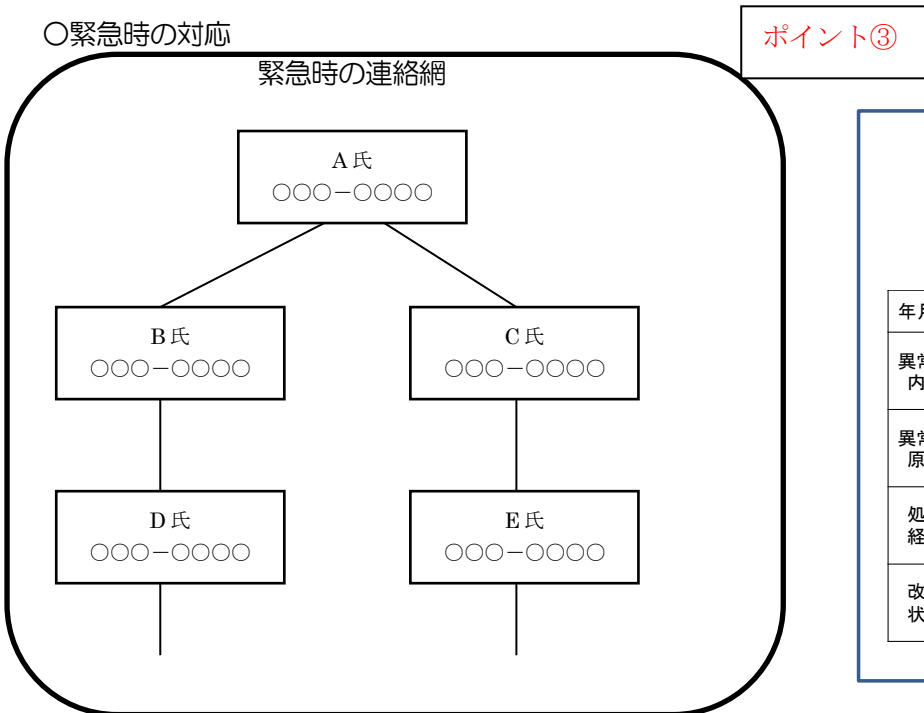
○衛生管理責任者



○作業担当者



○緊急時の対応



確認者	衛生責任者	担当者
確認印		
年月日	00年△月□日(○)	
異常の内容	薬注器が正常に作動せず、消毒薬剤(塩素)が適正に注入されない。	
異常の原因	注入ノズルに詰まりが生じていたため。	
処置経過	注入ノズルの洗浄を実施。	
改善状況	薬注器が正常に作動し、消毒薬剤(塩素)が適正に注入された。	

ポイント④

- ①保健所(衛生課)への報告
- ②施設の利用停止
- ③清掃・消毒
具体的な方法を図、写真等を用いて記載します。
- ④改善の確認のため水質検査を実施
- ⑤施設の利用再開

3 浴槽の配管系統図

浴槽の配管系統は目に見えない部分だからこそ、衛生管理には十分配慮することが必要です。そのためには、自らの施設の配管がどのようになっているか、図式化しておくことが効果的です。

<目的>

浴槽の配管系統がどのようになっているかを把握し、衛生管理に注意が必要な部分を把握する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：具体的な配管系統図を系統ごとに作成します。

※設備の写真を載せる、設備の場所を記載する等、誰でも分かりやすい資料としましょう。

また、設備に「ろ過器」、「集毛器」等の名前、配管に「内湯系統」「浴槽⇒ろ過器」、「ろ過器⇒浴槽」等の系統名や流れを記載すると、複雑な設備も分かりやすくなります。

※既に図面等がある場合は、誰でもわかる場所に保管しておきましょう。

ポイント②：特に管理に注意を要するところを記載します。

<解説>

浴槽、循環配管、上り用湯等の全ての系統を確認し、貯湯槽、原水の種類、薬注器、集毛器、ろ過器等を記載します。

浴槽内の素材、吸入口、吐出口、温度計、水位計等も記載し、汚れやすい部分、清掃しにくい部分等を従業員全員で共有し、注意して管理します。

<参考>

・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」

(平成 27 年 3 月 31 日付け健衛発 0331 第 7 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

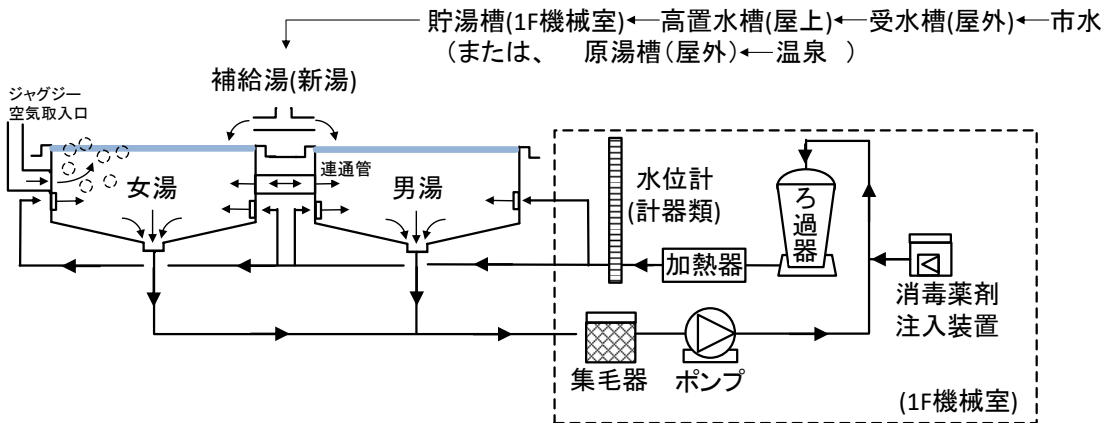
＜記載例＞

浴槽の配管系統図

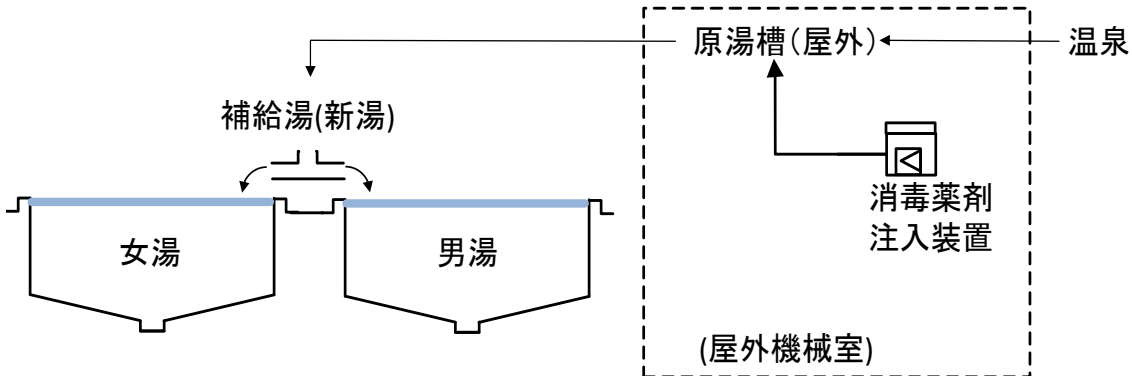
○浴槽の配管系統図

ポイント①

・男子、女子内湯系統



・男子、女子露天風呂系統



ポイント②

*特に管理に注意を要するところ

- ・ろ過器の稼働状況
- ・湯口裏のぬめり汚れ
- ・薬注器の稼働状況
- ・集毛器の衛生状態、ぬめり汚れ
- ・連通管の衛生状態、ぬめり汚れ
- ・ジャグジー（空気取り入れ口）
の衛生状態、土ぼこりがないことの確認
- ・温度計・水位計の衛生状態、ぬめり汚れ

4 浴槽・浴室の衛生管理 ①

条例

- 浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、常に適当な温度を保ち、かつ、十分な量を保つこと。
- 浴槽水は、一日に一回以上(連日使用型循環浴槽及び浴槽の容量に比して原湯又は原水の流量が多い浴槽(「連日使用型循環浴槽等」という。)の浴槽水にあつては、一週間に一回以上)、完全に換水すること。
- 浴槽水を換水する場合及びろ過器の洗浄等を行う場合は浴槽を清掃すること。
- 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を、市長が定めるところにより管理すること。ただし、浴槽水として使用する湯水の水質その他の条件により塩素系薬剤を使用することができない場合で市長が適当と認めるときは、この限りでない。
- 浴槽水における遊離残留塩素濃度の管理は、遊離残留塩素濃度を浴槽水一リットルにつき0・ニミリグラム以上となるように行うものとする。
- 浴槽は、一月に一回以上(連日使用型循環浴槽等にあつては一週間に一回以上)消毒すること。
- 浴場内の施設、設備、備品等は、常に清潔を保つこと。

<目的>

浴槽・浴室周辺の構造や維持管理上の特徴を把握した上で適切な清掃・消毒を行い、レジオネラ属菌の繁殖を防止する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：衛生管理の責任者を明記します。

ポイント②：衛生管理の目的を明記します。

ポイント③：日常の浴槽水の消毒方法、遊離残留塩素濃度の確認頻度を定めます。

ポイント④：浴槽の材質・構造や、浴槽に付属し、飛沫を発生させる設備(気泡発生装置等)の配置など、浴槽の特徴を確認し、レジオネラ属菌が繁殖しやすい場所を特定します。

ポイント⑤：浴槽等の清掃・消毒方法および頻度を決めます。

ポイント⑥：清掃・消毒等を実施した際の記録方法を明記します。

浴槽・浴室は、清掃・消毒の不足や施設設備の特徴(浴槽の材質、構造等)により、レジオネラ属菌が発生しやすくなるため、施設設備の清掃の徹底、点検・補修が重要になります。

なお、特にポイント④でレジオネラ属菌が繁殖しやすいと特定した箇所の清掃・消毒は入念に行います。

レジオネラ対策で最も重要なのは遊離残留塩素濃度の管理です。営業中における浴槽水の遊離残留塩素濃度は、入浴者数などを考慮した上で、0.2~1.0mg/Lの範囲内となるように管理しましょう。連日使用型循環浴槽等では夜間の遊離残留塩素濃度にも注意してください。

＜記載例＞

浴槽・浴室の衛生管理 ①

ポイント①

＜責任者＞

浴槽・浴室の清掃・消毒・保守点検は、〇〇 〇〇が責任者 となり、以下の内容で行う。

＜衛生管理の目的＞

浴槽・浴室周辺の構造や維持管理上の特徴を把握した上で適切な清掃・消毒を行い、レジオネラ属菌の繁殖を防止する。

ポイント②

＜浴槽の概要＞（「3 浴槽の配管系統図」参照）

浴槽	使用水量（循環系含む）	構造上の注意点（浴槽の材質、付属設備等）
男湯	〇〇m ³	浴槽材質：岩・セメント、ジャグジー、連通管、水位計あり
女湯	〇〇m ³	浴槽材質：ヒノキ、連通管、ジャグジー、空気取り入れ口あり

＜浴槽水の日常管理＞

ポイント③

使用する消毒薬	塩素系消毒剤（製品名、主成分、濃度など）
浴槽水に投入する方法	自動注入方式、かけ流しの場合は湯口に固形消毒剤を設置など
浴槽水に投入する量	薬注器のカウント数や投げ込む消毒剤の量
遊離残留塩素濃度の確認方法	比色法（DPD法）や吸光光度法、電極法（機器測定値がずれることがあるため、比色法（DPD法）の測定値に合うように補正する）など
営業中の遊離残留塩素濃度の確認頻度	〇.〇mg/L に管理する。適正範囲 0.2～1.0mg/L 例：2時間に1回（10時、12時、14時、16時、20時）
遊離残留塩素が 0.2mg/L 未満だった時の対応	浴槽に消毒剤を追加し、遊離残留塩素濃度を再確認後、数値を記録に残す。薬注器の故障等が考えられる場合は、その旨記録するとともに衛生管理責任者へ連絡する

＜浴槽等の管理で注意が必要な場所や構造＞（該当する項目を取り上げて以下のような表を作成する）

ポイント④

場所や構造	点検方法または清掃方法
浴槽の材質が木	浴槽表面の生物膜（ぬめり）をブラシ等で除去する。ただし、表面に物理的損傷を与えないよう注意
浴槽の材質が岩やセメント	浴槽水が滞留する場所（岩の隙間、セメントの割れ目等）の有無を確認し、有る場合は随時補修する
浴槽に気泡発生装置が付いている	空気を取り入れ口が砂埃を吸わない位置にあるか確認する、空気の配管に土ぼこりがないか確認し、清掃する
浴槽にジェット噴射装置が付いている	浴槽水に塩素系消毒薬を加え、遊離残留塩素濃度〇～〇〇mg/L でジェット噴射装置を〇時間動かす、装置内の配管も確実に消毒する。浴槽水を取り込み、噴出す配管の消毒を定期的に行う（「5 循環設備の衛生管理（ろ過器・循環配管・集毛器）」参照）
水位計の水が抜けにくい	水位計に消毒剤注入口を作成し、定期的に消毒剤を注入する。又は水抜きし清掃できるように改修する
浴槽に連通管が有る	ブラシまたは高圧洗浄により生物膜を除去する
シャワーヘッドの外側・内側	破損等がないか確認し、洗剤等で擦り洗う（詳しくは「7 シャワー設備の衛生管理」を参照。）

4 浴槽・浴室の衛生管理 ②

<手引書作成のポイント>

ポイント①：衛生管理の責任者を明記します。

ポイント②：衛生管理の目的を明記します。

ポイント③：日常の浴槽水の消毒方法、遊離残留塩素濃度の確認頻度を定めます。

ポイント④：浴槽の材質・構造や、浴槽に付属する設備（気泡発生装置等）の配置など、浴槽の特徴を確認し、レジオネラ属菌が繁殖しやすい場所を特定します。

ポイント⑤：浴槽等の清掃・消毒方法および頻度を決めます。特にポイント④で特定した箇所の清掃・消毒を入念に行います。

ポイント⑥：清掃・消毒等を実施した際の記録方法を明記します。

<解説>

浴槽の清掃や消毒は定められた頻度で行う必要があります。

その他、浴室内の人が直接接触するところなど、浴室内の使用状況に応じ、清掃や消毒の適切な実施頻度をあらかじめ定めておくことで、実施担当者が作業を行いやすくなります。

<参考>

- ・「公衆浴場における衛生等管理要領」、「旅館業における衛生等管理要領」
（平成15年2月14日付け健発第0214004号厚生労働省健康局長通知）
- ・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」
（平成27年3月31日付け健衛発0331第7号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

<記載例>

浴槽・浴室の衛生管理 ②

<浴槽等の清掃・消毒方法>

ポイント⑤

循環式浴槽等（頻度：1週間に1回以上）

浴槽、循環配管の消毒	浴槽水中の遊離残留塩素濃度が00mg/L となるよう消毒薬0mL を投入し、0時間循環させる。その後、流水で汚れ、消毒薬を洗い流す
浴槽の清掃	スポンジ、ブラシ等でこする、高圧洗浄を行う等ぬめり汚れを除去する

ろ過器のない浴槽（頻度：毎日換水、清掃）

浴槽の消毒	浴槽に遊離残留塩素濃度00mg/L の消毒薬を散布し0時間作用させる。その後、流水で汚れ、消毒剤を洗い流す
浴槽の清掃	スポンジ、ブラシ等でこする、高圧洗浄を行う等ぬめり汚れを除去する

その他の場所

場 所	清掃及び消毒
浴室内の人が直接接触するところ （床、壁、洗い桶、腰掛、シャワーヘッド・カランの表面、シャワー用カーテン等）	毎日清掃 1月に1回以上消毒
浴室内の排水溝	定期的になめり汚れを確認し、清掃する。

<記録方法>

ポイント⑥

浴槽等の清掃・消毒等を実施した際は、点検表に記載する。

浴槽・浴室に関する点検表（例）

責任者確認欄

		日付						
点検項目	男女	○ / ○	○ / ○	○ / ○	○ / ○	○ / ○	○ / ○	○ / ○
		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
浴室の清掃は実施したか	男							
	女							
浴室の消毒は実施したか（壁、イス等の消毒：月 1 回）	男							
	女							
浴槽の消毒換水清掃は実施したか（消毒用塩素剤0mL、○時間、週 1 回）	男							
	女							
浴槽の表面に破損箇所等はないか	男							
	女							
空気取り入れ口に汚れ等はないか	男							
	女							
実施担当者	男							
	女							
備考								

【注】

上記の点検表は連日使用型循環浴槽等の例です。
 循環しない浴槽の場合は毎日換水の上、清掃を実施します。

責任者確認欄

--

(点検表記載例)

		日付						
点検項目	男女	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
浴室の清掃は実施したか	男	○	○	○	○	○	○	○
	女	○	○	○	○	○	○	○
浴室の消毒は実施したか(壁、イス等の消毒：月1回)	男	○	-	-	-	-	-	-
	女	-	○	-	-	-	-	-
浴槽の消毒換水清掃は実施したか(消毒用塩素剤OmL、○時間、週1回)	男	○	/	/	/	/	/	/
	女	/	○	/	/	/	/	/
浴槽の表面に破損箇所等はないか	男	×(※)	○	○	○	○	○	○
	女	○	○	○	○	○	○	○
空気取り入れ口に汚れ等はないか	男	○	○	○	○	○	○	○
	女	○	○	○	○	○	○	○
実施担当者	男	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	女	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△
備考 (※) 10/5 (月) 点検時における男湯浴槽の底に、ややひびが見られた。汚れがたまる可能性が高いことから、同日中に速やかにコーキング処理を行った。								

【注】

上記の点検表は連日使用型循環浴槽等の例です。
 循環しない浴槽の場合は毎日換水の上、清掃を実施します。

責任者確認欄

浴槽水遊離残留塩素確認記録表（例）

（単位：mg/L）

遊離残留塩素 確認時刻	浴槽	○/○ (月)	○/○ (火)	○/○ (水)	○/○ (木)	○/○ (金)	○/○ (土)	○/○ (日)
○時	男 内湯							
	女 内湯							
○時	男 内湯							
	女 内湯							
○時	男 内湯							
	女 内湯							
○時	男 内湯							
	女 内湯							
実施担当者	男 内湯							
	女 内湯							
備考								

・内湯、露天風呂など浴槽毎に記録する。

・遊離残留塩素濃度が 0.2mg/L 未満の場合は、塩素剤 XX00mL を希釈して浴槽に投入し、〇〇分後再度測定する。

【遊離残留塩素濃度が 0.2mg/L 未満の場合】

薬注器の故障の疑い・・・有 無

（対応）

責任者確認欄

(記録表記載例)

(単位：mg/L)

遊離残留塩素 確認時刻	浴槽	10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)	10/10 (土)	10/11 (日)
9時	男 内湯	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.3	0.6
	女 内湯	0.7	0.4	0.4	0.5	0.8	0.5	0.5
12時	男 内湯	0.4	0.5	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3
	女 内湯	0.4	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4
15時	男 内湯	0.7	0.4	0.5	0.5	0.8	0.5	0.6
	女 内湯	0.5	0.5	0.4	0.7	0.5	0.3	0.5
18時	男 内湯	0.4	0.1※	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1※
	女 内湯	0.5	0.1※	0.4	0.5	0.4	0.5	0.3
実施担当者	男 内湯	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	女 内湯	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△
備考			※18時、消毒剤を〇〇ml投入後、遊離残留塩素確認 0.5mg/L					※18時、消毒剤を〇〇ml投入後、遊離残留塩素確認 0.5mg/L

- ・内湯、露天風呂など浴槽毎に記録する。
- ・遊離残留塩素濃度が 0.2mg/L 未満の場合は、塩素剤 XX〇〇mL を希釈して浴槽に投入し、〇〇分後再度測定する。

【遊離残留塩素濃度が 0.2mg/L 未満の場合】

薬注器の故障の疑い・・・■有 □無

(対応)

- ・10月6日の18時に測定した際、0.1mg/L。薬注器を点検したところ、故障している疑いあり。衛生管理責任者へ報告し、専門業者に点検修理依頼。修理完了までは手動で塩素注入する。
- ・詳細は、点検報告書参照。

5 循環設備の衛生管理（ろ過器・循環配管・集毛器）①

条例

ろ過器を使用している浴槽がある場合は、一週間に一回以上、ろ過器の洗浄及び消毒並びに浴槽水を循環させるための配管の消毒（以下、「ろ過器の洗浄等」）をすること。
浴槽水を換水する際及びろ過器の洗浄等を行う際には、浴槽を清掃すること。

<目的>

循環設備内を定期的に清掃・消毒し、レジオネラ属菌の増殖を防止する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：責任者を明記します。

ポイント②：目的を明記します。

ポイント③：ろ過器の性能等を明記します。

ポイント④：清掃・消毒方法、頻度を明記します。

- (1) ろ過器の逆洗浄
- (2) 集毛器の清掃
- (3) 定期的（1週間に1回以上）な消毒
- (4) 特別な消毒（生物膜（ぬめり）の除去）

ポイント⑤：ろ材の特性に応じた保守点検・交換頻度を明記します。

ポイント⑥：異常時の対応を明記します。

ポイント⑦：清掃・消毒等を実施した際の記録方法を明記します。

<解説>

ろ過器や循環配管などの内部に生物膜が生成されると、レジオネラ属菌が増殖する温床になります。生物膜の形成を防止し、形成が認められたら直ちに除去を行うことが必要です。

また、ろ過器や循環配管内に滞留水があるとレジオネラ属菌が増殖しやすいので、夜間等も塩素消毒、循環設備を停止せずに24時間循環させます。

【ろ過器の管理】

- ・ろ過器の逆洗浄の洗浄時間は、ろ過器の形式や能力により異なります。各ろ過器メーカーの取扱い説明書にしたがって洗浄を行うとともに、定期的なろ材の交換が必要です。
- ・ろ過器に汚れがたまってくると、水の流れが阻害されて流量が低下し、ろ過圧力が上昇することから、使用前には圧力計や流量計を確認しましょう。

【集毛器の管理】

集毛器（ヘアキャッチャー）とは、浴槽内に持ち込まれた繊維や髪の毛などの粗いゴミを取り除く装置なので、有機物が堆積しやすく、多数の微生物が繁殖して生物膜が発生しやすい場所です。そのため管理を怠ると、レジオネラ属菌の増殖につながるため毎日の清掃が必要です。

＜記載例＞

循環設備の衛生管理（ろ過器・循環配管・集毛器）①

ポイント①

＜責任者＞

循環設備（ろ過器・循環配管・集毛器）の清掃・消毒・保守点検は、〇〇 〇〇が責任者 となり以下の内容で行う。

＜衛生管理の目的＞

ポイント②

循環設備内を定期的に清掃・消毒し、レジオネラ属菌の増殖を防止する。

＜循環ろ過装置の概要＞

ポイント③

循環系統	ろ過器		集毛器	浴槽への原湯供給方式	浴槽への循環湯供給方式
	ろ過方式	ろ過能力			
○系統	砂式ろ過器	Om ³ /時	有	落とし込み	浴槽側面
△系統	砂式ろ過器	△m ³ /時	有	落とし込み	浴槽側面

※「3 浴槽の配管系統図」参照

＜維持管理方法＞

（1）ろ過器の逆洗浄

ろ過器の洗浄（逆洗浄）は循環系統毎に、次のとおり毎週〇回、〇時頃に行う。

作業日

循環系統	作業日
○系統	毎日〇時、自動設定〇分間
△系統	毎週（月）（水）（金）、〇時、手動〇分間

ポイント④

作業方法

ポイント④⑥

洗浄		保守点検
頻度	洗浄方法	
週 1 回以上、洗浄（適正な水質が維持できない場合、必要に応じて追加する）	ろ過器の逆洗浄（自動、手動）を実施し、汚れを排出する。 ※実際の操作は、ろ過器メーカーの手順書によること。（又は、手順書をそのまま転記する）	①圧力計・流量計を確認 正常範囲〇～〇〇 ②異常があれば〇〇の操作を実施するか、メーカーへ連絡する。

※異常時の対応について詳細は「2 衛生管理責任者を中心とした実施体制」参照

（2）集毛器の管理

○系統、△系統の集毛器（全〇箇所）

ポイント④⑥

清掃		保守点検
頻度	清掃方法	
毎日（営業終了後に清掃。汚れがひどい場合はその都度清掃）	① 循環ポンプを停止させた後、集毛器のふたを開けカゴを取り出す。 ② カゴにたまった毛髪やゴミを取り除き、水洗いを行う。 ③ 集毛器の内部の汚れを、ブラシを用いて清掃する。 ④ カゴを取り付け、集毛器のふたをする。	毎日清掃のたびに点検を行い、異常がないか確認する。 異常があればメーカーへ連絡する。

5 循環設備の衛生管理（ろ過器・循環配管・集毛器）②

<手引書作成のポイント>

ポイント①：責任者を明記します。

ポイント②：目的を明記します。

ポイント③：ろ過器の性能等を明記します。

ポイント④：清掃・消毒方法、頻度を明記します。

- ・ろ過器の逆洗浄
- ・集毛器の清掃
- ・定期的（1週間に1回以上）な消毒
- ・特別な消毒（生物膜の除去）

ポイント⑤：ろ材の特性に応じた保守点検・交換頻度を明記します。

ポイント⑥：異常時の対応を明記します。

ポイント⑦：清掃・消毒等を実施した際の記録方法を明記します。

<解説>

【定期的（一週間に一回以上）な消毒方法】

毎週1回以上、塩素系消毒剤を投入し5～10mg/L（高濃度塩素）に調整した浴槽水を、数時間程度、循環させて消毒を行い、生物膜の形成を防止します。

消毒にあたっては、浴槽と浴槽をつなぐ連通管や気泡発生装置用の循環配管などについても、消毒を行う必要があるため、これらの設備を運転した状態で行います。水位計等も水が溜り、生物膜が形成されやすいので、きちんと消毒されていることを確認しましょう。

【特別な消毒（生物膜の除去）方法】

循環配管の内壁には、粘着性の生物膜が生成されやすく、レジオネラ属菌の温床となります。そのため、年に1回程度は、循環配管内の生物膜を除去し、消毒することが必要です。

薬剤を取り扱う際には、廃液の処理など専門的な知識が必要で、危険が伴うことから、専門の業者に委託して実施しましょう。

○化学洗浄の例

過酸化水素（2～3%）

○高圧洗浄などの物理的な方法で生物膜を除去する方法もあります。

ろ過器・循環配管などの消毒は、循環配管及び浴槽の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して、適切な方法を選択して実施する必要があります。機器のメーカーや保守業者などへ必ず確認を行ってください。

<参考>

・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」

（平成27年3月31日付け健衛発0331第7号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

＜記載例＞

循環設備の衛生管理（ろ過器・循環配管・集毛器）②

＜維持管理方法＞

（３）定期的（１週間に１回以上）な消毒
循環系統毎に、次のとおり毎週〇回、営業終了後（〇時頃）に行う。

作業日

循環系統	作業日
〇系統	毎週〇曜日、△曜日
△系統	毎週△曜日、〇曜日

ポイント④

消毒方法

ポイント④

頻度	消毒方法
週 1 回以上、消毒（適正な水質が維持できない場合、必要に応じて追加する）	① 消毒を行う浴槽に、塩素系消毒剤を〇〇mL 投入し、ろ過器、気泡発生装置等を運転させながら、5～10mg/L（高濃度塩素）に調整する（気泡発生装置等の送気管は浴槽水が逆流しない構造か、逆流部分を水抜き、洗浄消毒できる構造か注意する）。 ② ①で調整した浴槽水を、〇時間、循環させて消毒を行う。 ③ 浴槽、循環配管の湯を完全に排水する。 ④ 浴槽の清掃を行う。

※浴槽の清掃・消毒については「4 浴槽・浴室の衛生管理」参照

（４）特別な消毒（生物膜の除去）（年〇回、又は生物膜の形成が確認されたとき）

作業日

〇月（施設休業日に実施）

ポイント④

作業方法

ポイント④

頻度	作業方法
年〇回	① 薬剤は〇%の〇〇を用いて、生物膜の除去作業を〇〇社に委託して実施する。 ※業者に委託する場合も、作業内容を記載する。

＜ろ材の交換＞

ポイント⑤

〇年に 1 回、〇〇社に依頼し、ろ材の交換を行う。ただし、適正な水質が維持できない場合は、必要に応じてろ材の交換を行う。

＜記録方法＞

ポイント⑦

循環設備の洗浄（清掃）消毒等を実施した際は、循環系統に関する点検表に記載する。

6 薬注器の点検・管理

浴槽水の消毒のため、塩素系消毒薬剤の自動注入装置又は投げ込みによる消毒を行います。設備の点検など適切な管理を怠ると、消毒薬剤が注入されず、レジオネラ属菌が増殖する原因となるので、適切な点検・管理が必要です。

<目的>

薬注器の適切な点検・管理を行い、消毒薬剤が適切に注入されていることを確認し、レジオネラ属菌の増殖を防止する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：責任者を明確にします。

ポイント②：目的を明確にします。

ポイント③：取扱方法・点検方法を明記します。

ポイント④：異常があった場合の対応方法を明記します。

ポイント⑤：点検等を実施した際の記録方法を明記します。

<解説>

(遊離残留塩素濃度管理については「4 浴槽・浴室の衛生管理」の章を参照)

【自動注入方式】

- ・薬液タンクの残量を確認し、必要量を補給してください。
- ・注入ノズルは、薬液の成分が結晶となり目詰まりすることが多く、目詰まりを起こすと消毒剤の注入が停止してしまいます。定期的に取り外して清掃しましょう。
- ・薬液ホースや薬注ポンプ内に空気がたまった場合でも、消毒剤の注入が停止してしまうので、毎日点検を行い、正常に作動していることを確認しましょう。

【投げ込み方式】

自動注入方式に比べると遊離残留塩素濃度の管理が難しいことから、基本的に塩素の注入は自動注入方式が望まれます。

投げ込み方式としては、浴槽に直接薬剤を入れる方法や、固形薬剤を湯口に設置して溶解させる、集毛器の網カゴなどに入れて溶解させる方法があります。

また、自動注入装置が動作不良のときは、直接塩素系薬剤を浴槽などに投入します。入浴者に高濃度の塩素剤がかからないように湯水で希釈してから投入しましょう。

～塩素系消毒薬剤の管理における注意点～

塩素系消毒薬剤は、消毒効果の減少と事故の発生を防ぐため、取扱いや保管に注意しましょう。

他の薬品などと接触させないようにし、冷暗所（高温多湿を避け、光を遮った場所）に保管します。また、作業者の安全のため、保護マスク、保護眼鏡、保護手袋などを必要に応じ使用します。

＜記載例＞

薬注器の点検・管理

＜責任者＞

薬注器の維持管理・保守点検は、〇〇 〇〇が責任者 ポイント① となり以下の内容で行う。

＜目的＞

薬注器の適切な点検・管理を行い、消毒薬剤が適切に注入されていることを確認し、レジオネラ属菌の増殖を防止する。 ポイント②

＜薬注器の点検・薬液の補充＞

毎日〇時に点検を行い、消毒薬剤が不足している場合は補充を行う。

注入ノズルが詰まっていたり、空気をかんでいる場合は浴槽水の消毒がなされないので改善する。

保守点検		薬液の補充	
頻度	点検方法	頻度	補充方法
毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・薬液タンクの残量は十分か →残量が少ない場合、補充する ・注入弁ノズルはつまっていないか ・空気をかんでいないか ・注入ポンプが正常に作動し消毒薬の注入が行われているか ・薬液の添加量は、浴槽水の遊離残留塩素濃度 0.2mg/L 以上を保持するのに十分か。不足時している場合は注入量を増やす。 	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ① あらかじめ薬液タンクに目盛りを付けておき、消毒薬の量がその目盛以下になった場合、直ちに補充する。 ② 原液の次亜塩素酸ナトリウム〇%を〇倍に薄めて補充する。
※異常があった場合、メーカーに連絡する。			

＜記録方法＞

薬注器の点検等を実施した際は、循環システムに関する点検表に記録する。 ポイント⑤

循環系統（ろ過器・循環配管・集毛器・薬注器）に関する点検表（例）

責任者確認欄

項目	系統名 (※)	日付						
		○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○
集毛器の清掃は実施したか (営業後、毎日)	○系統							
	△系統							
ろ過器の逆洗浄は実施したか (週○回、自動○分間)	○系統							
	△系統							
循環系統の定期的な消毒は実施したか (週○回、塩素剤○mL、○時間)	○系統							
	△系統							
特別な消毒（生物膜（ぬめり）の除去）は実施したか(年○回)	○系統							
	△系統							
薬注器の点検は実施したか (毎日、注入ノズルの詰まり、 空気をかんでいないか)	○系統							
	△系統							
薬液残量を記入	○系統							
	△系統							
薬液を補充した場合、補充量を 記入	○系統							
	△系統							
実施担当者								
～備考～								

(※) 内湯、露天、男湯、女湯など系統ごとに点検する。

<p>【ろ過器、薬注器等の異常時記録】 (点検の結果、故障等が疑われる場合、衛生管理責任者へ報告し、対応経過を記載する。)</p>

責任者確認欄

(点検表記載例)

項目	系統名 (※)	日付						
		10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)	10/10 (土)	10/11 (日)
集毛器の清掃は実施したか (営業後、毎日)	男湯系統	○	○	○	○	○	○	○
	女湯系統	○	○	○	○	○	○	○
ろ過器の逆洗浄は実施したか (週○回、自動○分間)	男湯系統	○		○		○		
	女湯系統	○		○		○		
循環システムの定期的な消毒は 実施したか(週○回、塩素 剤0mL、○時間)	男湯系統			○				
	女湯系統			○				
特別な消毒(生物膜の除去) は実施したか(年○回)	男湯系統			○				
	女湯系統			○				
薬注器の点検は実施したか (毎日、注入ノズルの詰まり、 空気をかんでいないか)	男湯系統	○	△	○	○	○	○	○
	女湯系統	○	○	○	○	○	○	○
薬液残量を記入	男湯系統	10L	8L	6L	4L→20L	18L	16L	14L
	女湯系統	12L	10L	8L	6L	4L→20L	18L	16L
薬液を補充した場合、補充 量を記入	男湯系統	-	-	-	16L	-	-	-
	女湯系統	-	-	-	-	16L	-	-
実施担当者		○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
～備考～ 10/7 生物膜除去作業実施 (3%過酸化水素水を使用し○○社に委託) 詳細は作業報告書のとおり。								

(※) 内湯、露天、男湯、女湯など系統ごとに点検する。

【ろ過器、薬注器等の異常時記録】

(点検の結果、故障等が疑われる場合、衛生管理責任者へ報告し、対応経過を記載する。)

- ・ 10月6日、薬注器を点検したところ、注入ノズルに詰まりが見られた。衛生管理責任者へ報告し、専門業者に点検修理依頼。
- ・ 詳細は点検報告書参照。

7 シャワー設備の衛生管理

レジオネラ属菌は、菌を含んだしぶき（ミスト、エアロゾル）を吸い込むことにより感染します。シャワーはミストが発生することから、レジオネラ属菌が繁殖していた場合、浴槽水よりもレジオネラ症の発症リスクが高くなります。特に、原水に市水以外を使用している施設、湯温の調節箱がある施設では、不純物等により汚れが溜まりやすく、特に注意が必要です。

シャワーで使用する水は清潔であると思われがちなので、清掃等の管理がおろそかにされやすく、長年衛生管理を行っていない施設は特に注意が必要です。

安全で衛生的な水を供給するために、定期的に清掃・消毒を行い、衛生管理を徹底しましょう。

<目的>

シャワー設備の適正な衛生管理を行い、レジオネラ属菌の繁殖を防止する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：清掃・消毒、保守点検等の責任者を明記します。

ポイント②：清掃・消毒の目的を明記します。

ポイント③：点検、清掃及び消毒の実施方法を記載し、実施した際は、内容を点検表に記載します。また、シャワーヘッドの交換の頻度等を記載します。また、点検結果が不良の場合や破損した場合の対応を記録します。

ポイント④：清掃を他社に委託している場合は、施設責任者が清掃状況を確認する方法を明記します。

ポイント⑤：井水使用施設、調節箱使用施設はシャワー内部等が汚れやすいので、清掃頻度を高める旨を明記します。

<解説>

- ・シャワー設備がレジオネラ属菌の温床とならないようにするために、6か月に1回以上定期的に点検し、1年に1回以上分解清掃を行きましょう。また、塩素消毒（5～10mg/Lの次亜塩素酸ナトリウム消毒薬に1時間以上浸すなど）または高温消毒（60℃以上で数分間フラッシング（通水））を行きましょう。なお、製品によっては高温消毒によってホースが劣化する可能性があるため、使用している製品ごとに消毒方法を検討ください。
- ・点検表には、「定期点検日、清掃実施日、実施者、方法（清掃・消毒）、通水実施日および湯の温度、ヘッド交換日」等を記載しておきましょう。
- ・湯温を調整する調節箱がある場合、調節箱内部の清掃・消毒を行きましょう。詳しくは「10 調節箱の衛生管理」をご覧ください。

<参考>

- ・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成27年3月31日付け健衛発0331第7号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）
- ・「建築物における維持管理マニュアル」（平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

＜記載例＞

シャワー設備の衛生管理

＜責任者＞

ポイント①

シャワーの清掃・消毒、保守点検は、〇〇 〇〇が責任者 となり、以下の内容で行う。

＜衛生管理の目的＞

ポイント②

シャワーを定期的に清掃・消毒することで、シャワーヘッド、ホース内でのレジオネラ属菌の繁殖を予防する。

＜維持管理方法＞

ポイント③

項目	実施要項		
	作業	頻度	方法
シャワーヘッド内側 シャワーホース内部	点検	〇か月に〇回以上点検。 毎日、清掃後に水を流して水に含まれる塩素で簡易的に塩素消毒する(水シャワーによる簡易消毒)。	分解し、ヘッドおよびホース内部に生物膜(ぬめり)や汚れが付着していないか確認する。
	清掃	△日に△回以上、清掃。	洗剤等で擦り洗い後、よくすすぐ。
	消毒	□年に□回以上、清掃後に塩素消毒。 □か月に□回以上、60℃以上に昇温して高温消毒(フラッシング(通水))。	□mg/L の次亜塩素酸ナトリウム消毒薬に、シャワーを□時間以上浸す。 湯温が 60℃以上になったことを確認後、数分間湯を流し続ける。(火傷に注意する)
シャワーヘッド外側	清掃	毎日あるいは毎週清掃。	洗剤等で擦り洗い後、よくすすぐ。
シャワーヘッド・ホースの交換	定期的、あるいは破損・老朽化した場合。(破損部はレジオネラ属菌が繁殖しやすい)		適宜点検を行い、汚れや破損が著しい場合、交換する。
記録の実施	実施の都度記載。		点検表を作成し、該当箇所に記入する。不備があった場合は対応する。

※清掃は〇〇に委託しており、毎日清掃状況を確認し、点検表が正しく記載されているかを確認する。

ポイント④

※井水由来の汚れ、析出物(スケール)を毎月〇薬剤で除去する。湯温の調節箱は定期的に清掃・消毒する。

ポイント⑤

シャワー設備に関する点検表（例）

						責任者確認欄	
						責任者確認欄	
実施者							
シャワー外側清掃 (毎日)							
シャワー水きり (毎日)							
水シャワーによる簡易消毒 (毎日)							
シャワー内部及びホースの点検 (○か月に○回)							
シャワー内部及びホースの清掃・消毒 (□か月に□回)							
シャワーヘッド・ホースの交換 (随時)							

●シャワー内部及びホースの消毒
 ブラシ等で洗浄し、塩素系薬剤で漬け置き消毒を実施する。

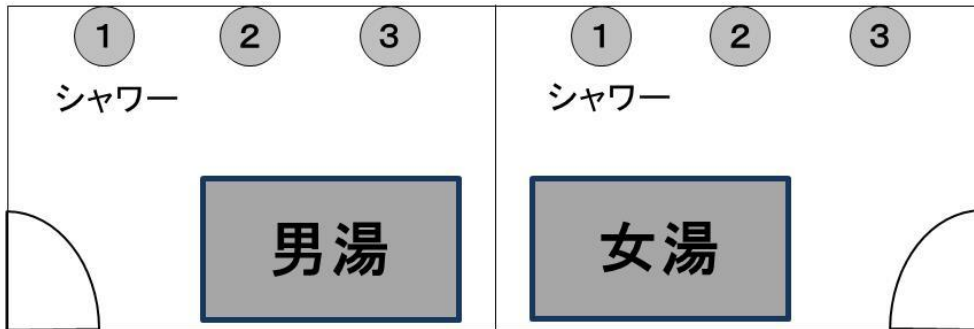


図 浴室の図面



(点検表記載例)

	12/1 (月)	2 (火)	… (水)	… (木)	… (金)	31 (土)
実施者	スズキ	イトウ	…	…	…	イトウ
シャワー外側清掃 (毎日)	0	0	0	0	0	0
シャワー水きり (毎日)	0	0	0	0	0	0
水シャワーによる簡易消毒 (毎日)	0	0	0	0	0	0
シャワー内部及びホースの点検 (○か月に○回)		男湯				女湯
シャワー内部及びホースの清掃・消毒 (□か月に□回)						0
シャワーヘッド・ホースの交換 (随時)		男湯シャワー ヘッド右①交換				全ホース交換

●シャワー内部及びホースの消毒
ブラシ等で洗浄し、塩素系薬剤で漬け置き消毒を実施する。

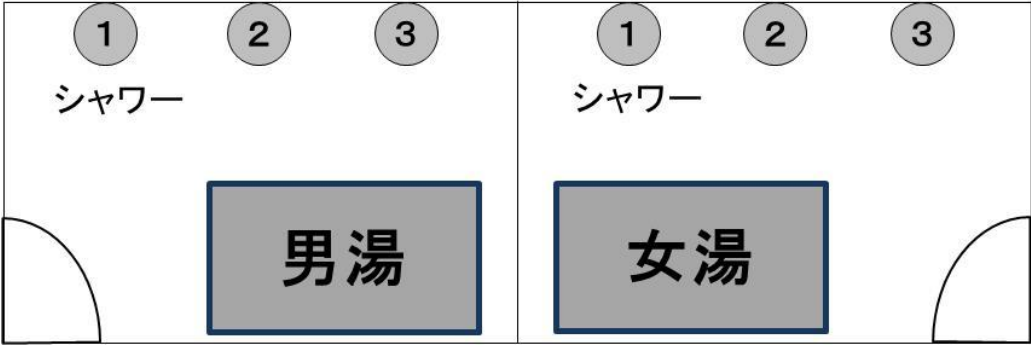


図 浴室の図面

8 貯湯槽の衛生管理

温度が低く、塩素消毒されていない場合の貯湯槽はレジオネラ属菌が繁殖しやすい条件を備えています。貯湯槽の湯水が汚染された場合、給湯設備全体の大がかりな消毒作業が必要となり、施設としては大きな損失となります。

適切な管理によって、レジオネラ属菌の増殖を防止することが重要です。

<目的>

60℃以上の温度管理、又は塩素消毒、定期的な清掃により貯湯槽内でのレジオネラ属菌繁殖を防止する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：貯湯槽の管理に関する責任者の名前を明記します。

ポイント②：貯湯槽の管理の目的を明記します。

ポイント③：貯湯槽の容量や、加温装置（薬注器）の有無等の概要を明記します。

ポイント④：維持管理方法として、加温装置の設定温度、薬注器の設定状況を明記します。日常確認の方法についても具体的に定めます。

ポイント⑤：内部の汚れや生物膜（ぬめり）について、点検方法・頻度を明記します。

ポイント⑥：生物膜除去の実施頻度と手順について明記します。専門業者に委託する場合はその旨記載します。温泉を貯める原湯槽は原湯に由来する成分からぬめり汚れがしやすいので、定期的に清掃・消毒も実施します。

ポイント⑦：点検等を実施した際の記録方法を明記します。

<解説>

- 大きな貯湯槽は上部と下部で温度差があります。底部は温度が低く注意が必要です。低温の貯湯槽底部に至るまで 60℃以上の高温に保つことで、レジオネラ属菌の繁殖を防止します。それができない場合は薬注器等による消毒が必要です。
- 1年に1回以上の頻度で内部清掃を実施しましょう。

<参考>

- 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
（平成 15 年 7 月 25 日付け厚生労働省告示第 264 号）
- 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」
（平成 27 年 3 月 31 日付け健衛発 0331 第 7 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）
- 「建築物における維持管理マニュアル」
（平成 20 年 1 月 25 日付け健衛発第 0125001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

温泉には様々な成分が含まれているため、温泉を貯める原湯槽内部は特に汚れやスケールが付着しやすく、レジオネラ属菌にとっては増殖に有利な環境となります。程度によってはスケール除去剤を使用した洗浄も検討します。原湯槽は一般の貯湯槽よりもリスクが高いことを念頭に置いた上で、点検や清掃の計画を立てましょう。

<記載例>

貯湯槽の衛生管理

<責任者>

貯湯槽の管理、洗浄・消毒は、〇〇 〇〇が責任者 となり以下の内容で行う。

ポイント①

<衛生管理の目的>

貯湯槽内部でのレジオネラ属菌の増殖を防止する。

ポイント②

<貯湯槽の概要>

(計2槽)

原湯槽 (温泉用) 1槽 容量: 〇〇m³ 地上式 (FRP製) 機械室に設置

塩素注入装置: 有り 加温装置: 無し

使用消毒薬: 次亜塩素酸ナトリウム (12%)

貯湯槽 (循環式) 1槽 容量: 〇〇m³ 地上式 (ステンレス製) 機械室に設置

塩素注入装置: 無し 加温装置: ボイラー有り

ポイント③

<維持管理方法>

1 温度管理で消毒する場合

(1) 貯湯槽の湯の温度を、底部に至るまで 60℃以上に保ち、かつ最大使用時においても 55℃以上に保つよう、加温設備の設定温度を〇〇℃とする。

(2) 毎日〇〇時頃に、貯湯槽の湯の温度を測定し、(1)の管理温度に保たれていることを確認し、記録する。毎週〇曜日に末端温度 55℃以上を確認する。

※加温設備が無い等の理由で、温度管理が実施し難い場合

1 消毒管理 (塩素消毒で管理する場合)

(1) 貯湯槽の湯の遊離残留塩素濃度は、0.1mg/L 以上に保つよう管理する。

(2) 毎日〇〇時頃に、貯湯槽の湯の遊離残留塩素濃度を測定し、0.1mg/L 以上に保たれていることを確認し、記録する。

(3) 測定の結果、遊離残留塩素濃度が不足している場合は、速やかに塩素注入器の調節ダイヤルを「〇〇」に設定し注入量を増加させ、〇〇分後に再測定を行い、記録する。

ポイント④

2 点検 (内部点検が困難な場合には清掃時に実施)

(1) 貯湯槽内部の汚れや生物膜の状況を 1年に〇回点検し結果を記録する。

(2) 貯湯槽底部の汚れの堆積状況を 1年に〇回点検し結果を記録するとともに底部の滞留水を排水する。

ポイント⑤

3 生物膜の除去

(1) 毎年〇回行うこととし、実施時期は原則〇月、〇月とする。なお2の点検の結果、生物膜等の付着を確認した場合は、実施計画によらず臨時に清掃消毒を実施する。

(2) 作業は〇〇社に委託し、作業報告書を適切に保管する。

ポイント⑥

<記録方法>

貯湯槽の点検等を実施した際は、点検表に記録する。

ポイント⑦

責任者確認欄

貯湯槽に関する点検表（例）

記録票		○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
測定結果 （温度又は 遊離残留塩 素濃度）	○槽（貯 湯槽、温 度 60℃ 以上）					
毎日	△槽（原 湯槽、遊 離残留塩 素濃度 0.2mg/L 以上）					
末端温度	○槽系統					
毎週○曜 日、温度 55℃以上、 遊離残留塩 素濃度 0.1mg/L 以上	△槽系統					
備考	○槽					
清掃年○回 滞留水排出 年○回	△槽					
実施担当者						

責任者確認欄

(点検表記載例)

記録票		10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)
測定結果 (温度又は 遊離残留塩 素濃度)	○槽 (貯 湯槽、温 度 60℃ 以上)	62℃	65℃	65℃	65℃	65℃
毎日	△槽 (原 湯槽、遊 離残留塩 素濃度 0.2mg/L 以上)	0.2mg/L	0.2mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
末端温度	○槽系統	60℃				
毎週○曜 日、温度 55℃以上、 遊離残留塩 素濃度 0.1mg/L 以上	△槽系統			55℃		
備考 清掃年○回	○槽		内部点検実施 異常なし	清掃実施		底部滞留水 排出
滞留水排出 年○回	△槽		内部点検実施 汚れ多い	清掃実施		底部滞留水 排出
実施担当者		△△ △△	□□ □□	△△ △△	□□ □□	△△ △△

9 水質検査の実施

条例

浴室内で使用する湯水の水質は、基準に適合するものであること
浴室内で使用する湯水について（中略）、水質検査を行い、その結果を3年間保存すること

<目的>

定期的に水質検査を実施し、施設の衛生管理が適切か、レジオネラ属菌汚染の危険性がないか確認する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：水質検査の責任者を明記します。

ポイント②：水質検査の目的を明記します。

ポイント③：水質検査の実施機関を記載します。

ポイント④：水質検査の頻度、実施時期、検査対象、検体採取方法、検体搬入方法を記載します。

ポイント⑤：浴槽の系統ごとに記載します。

ポイント⑥：水質基準に不適合の場合の対応を記載します。

ポイント⑦：水質検査結果の保管場所を記載します。

<解説>

適切な頻度で水質検査を実施し、衛生管理が適切か確認します（41ページ資料参照）。

なお、浴槽水は浴槽ごとに水質検査を実施します。

また、検査検体の採取・依頼方法についても、誰でも適切に実施できるように記載します。

水質基準に不適合の場合には、保健所（衛生課）に速やかに連絡し、保健所と連携して対応策を決定します。健康被害が発生するおそれが高い場合には、該当する系統の使用中止など対応策を実施し、健康被害を防止します。水質基準に適合するように清掃・消毒等の改善措置を実施し、水質基準に適合することを確認後、使用を再開します。

検査結果については、整理してファイル等に保管し、3年以上保存します。

水質検査結果が不適合の場合には、原因を特定し、原因に応じた改善策を実施します。以下の例を参考に水質検査不適合時の対応方法も記載しましょう。

不適項目	考えられる要因	対策例
色度、濁度、全有機炭素（TOC）の量 又は、過マンガン酸カリウム消費量	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器の能力低下 利用者の増加 新規補給水の不足 など 	<ul style="list-style-type: none"> ろ過器の逆洗浄 ろ材の交換 新規補給水を増やす 換水頻度を増やす
水素イオン濃度（pH値）	<ul style="list-style-type: none"> 原水水質の変化 使用薬剤の間違い など 	<ul style="list-style-type: none"> pH調整剤の使用（有効な塩素消毒のためには、pH7、中性付近が望ましい。） 使用薬剤の再確認
大腸菌群、大腸菌	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加 残留塩素濃度の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 入浴前の体洗いの徹底 残留塩素濃度管理の徹底 補給水、換水頻度を増やす 消毒、換水、清掃の実施
レジオネラ属菌	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽、配管、ろ過器のぬめり汚れ 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒、換水、清掃の実施 高濃度塩素で浴槽、配管系統全体の消毒

<記載例>

水質検査の実施

<責任者>

ポイント①

水質検査は、〇〇 〇〇が責任者 となり、以下の内容で行う。

<水質検査の目的>

ポイント②

自主衛生管理の手法が正しく実施されているかの確認を行う。

<水質検査の実施方法>

ポイント③

・検査実施機関

〇〇(株)、連絡先〇〇-〇〇、担当者 〇〇

・男子内湯系統

ポイント④

検査頻度	年 2 回
検査実施時期	〇月、△月
検査対象	原水 (〇月)、原湯 (〇月)、上り用水 (〇月)、上り用湯 (〇月)、浴槽水 (〇月、△月)
検体採取方法	〇〇浴槽の〇〇個所から、〇〇を用いて、〇〇の手順で採取する
検体搬入方法	冷暗所 (5~10℃) に保管し速やかに検査機関に搬入する

※浴槽水は浴槽ごとに水質検査を実施する。

・女子内湯系統

(上記に倣って記載する)

・男子露天風呂系統

(上記に倣って記載する)

・女子露天風呂系統

(上記に倣って記載する)

ポイント⑤

ポイント⑥

・水質基準に不適合の場合の対応

※以下の内容について、対応経過票 (次頁) へ記入する。

- ①責任者 (営業者) への報告、②責任者等は保健所 (衛生課) に連絡、③使用中止についての判断、④改善と実施状況把握、⑤再検査の実施と結果把握、⑥改善確認、⑦利用再開

ポイント⑦

・水質検査結果の保管

検査結果を責任者 (営業者) へ報告の上、〇〇室の〇〇ファイルに、系統ごと、時系列ごとに整理して、3年以上保管する。

【レジオネラ属菌水質検査不適合時の対応経過票】

■採水年月日：

■採水場所：

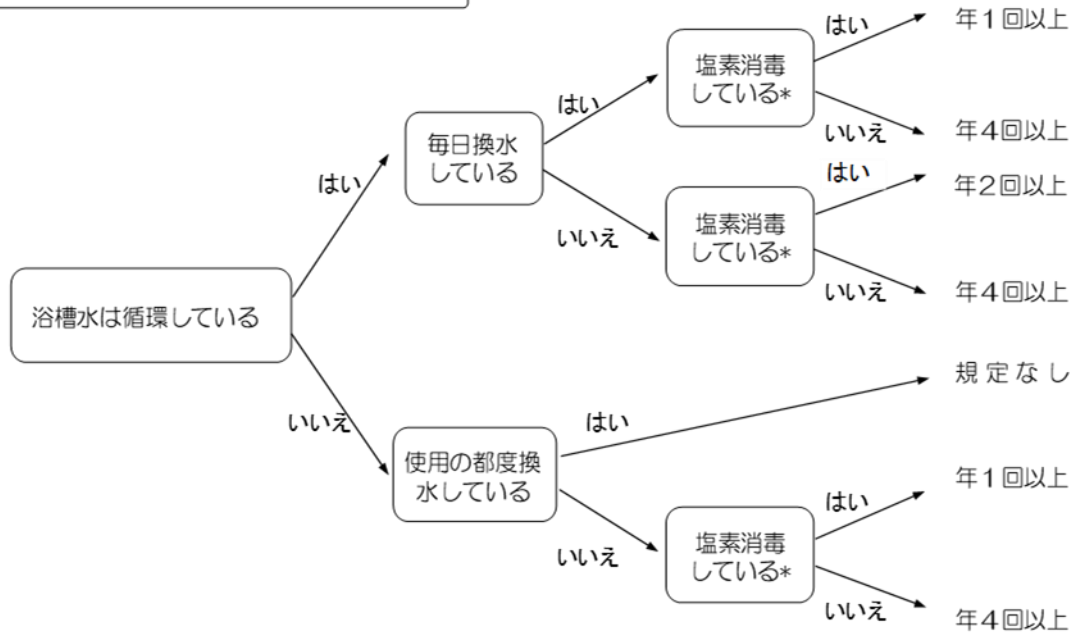
■レジオネラ属菌検出値：

■対応経過（日時等）

- ① 責任者（営業者）への報告
- ② 責任者等は保健所（衛生課）に連絡
- ③ 使用中止についての判断
- ④ 改善作業の内容、実施日
- ⑤ 再検査の実施日、再検査結果
- ⑥ 改善が十分かの判断
- ⑦ 利用再開の判断

■その他（特記事項等）

浴槽水の水質検査頻度について



*：泉質等により塩素消毒できない場合以外は、塩素消毒が必要です。

湯水の水質基準

項目	①浴槽水、②以外の湯水	②原水、原湯 上がり用水、上がり用湯
色度	—	5度以下
濁度	5度以下	2度以下
pH値	—	5.8～8.6
全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量 8mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L 以下	全有機炭素(TOC)の量 3mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L 以下
大腸菌群	1個/mL 以下	—
大腸菌	—	検出されないこと
レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL 未満)	検出されないこと (10cfu/100mL 未満)

浴室で使用する湯水の水質検査項目について

使用水	温泉	市水・専用水道	その他
浴槽水等 (年1～4回)	大腸菌群 レジオネラ属菌	濁度 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群 レジオネラ属菌	濁度 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群 レジオネラ属菌
上がり用湯 (年1回) *シャワーなど	大腸菌 レジオネラ属菌	色度 濁度 pH値 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌 レジオネラ属菌	色度 濁度 pH値 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌 レジオネラ属菌
上がり用水 (年1回)	大腸菌 レジオネラ属菌		色度 濁度 pH値 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌 レジオネラ属菌
原湯(年1回) *浴槽の湯を再利用 せずに浴槽に直接 注入される温水	大腸菌 レジオネラ属菌	色度 濁度 pH値 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌 レジオネラ属菌	色度 濁度 pH値 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌 レジオネラ属菌
原水(年1回) *原湯の原料に用い る水及び浴槽の水 の温度を調整する目 的で浴槽に直接注 入される水	大腸菌 レジオネラ属菌		色度 濁度 pH値 全有機炭素(TOC)の量又は、 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌 レジオネラ属菌

※原水及び上り用水にあっては、市水又は専用水道により供給される水のみを使用する場合は除く。

(本頁余白)

10 調節箱の衛生管理

洗い場の湯栓（カラン）やシャワーへ送る湯の温度を調節するための調節箱（調整箱）は、内部の湯温がレジオネラ属菌の繁殖に適した温度となるため注意が必要です。
定期的に調節箱と配管の清掃消毒を行い、常に清浄な状態に保つことが大切です。

<目的>

レジオネラが増殖しやすい温度のため注意が必要な調節箱でのレジオネラ属菌の繁殖を防止する。

<手引書作成のポイント>

ポイント①：調節箱の管理に関する責任者の名前を明記します。

ポイント②：調節箱の管理の目的を明記します。

ポイント③：調節箱の概要を明記します。

ポイント④：内部の汚れや生物膜（ぬめり）について、点検方法・頻度を明記します。

ポイント⑤：内部の清掃について実施頻度と手順を明記します。

ポイント⑥：点検等を実施した際の記録方法を明記します。

<解説>

- レジオネラ属菌の増殖を防止するためには、内部の清掃・消毒を行うことが求められます。定期的に完全排水し、60℃以上の高温消毒又は塩素消毒を実施しましょう。塩素消毒を実施する場合は、塩素が消費されていないことを確認しましょう

<参考>

- 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」
(平成27年3月31日付け健衛発0331第7号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

<記載例>

調節箱の衛生管理

<責任者>

調節箱の管理、洗浄・消毒は、**〇〇 〇〇が責任者** となり以下の内容で行う。

ポイント①

<衛生管理の目的>

調節箱内部でのレジオネラ属菌の増殖を防止する。

ポイント②

<調節箱の概要>

(計2槽)		材質	
○系統用 1槽		樹脂製	混和後の温度設定：45℃
△系統用 1槽		樹脂製	混和後の温度設定：50℃

ポイント③

<維持管理方法>

1 点検

調節箱内部の汚れや生物膜の状況を毎週〇曜日に点検し結果を記録する。

ポイント④

※点検結果が不良の場合は清掃、消毒を実施する。

ポイント⑤

2 内部の清掃消毒

(1) 毎年〇回行うこととし、実施時期は〇月、〇月とする。なお1の点検の結果、生物膜等の汚れの付着を確認した場合は、実施計画によらず臨時に清掃を実施する。

(2) 作業手順

- ① 完全に排水し、内壁や湯水の出入口を清掃する。
- ② 清掃後、塩素系消毒剤を〇mL 加え〇時間消毒する。又は 60℃以上の高温消毒を〇分間実施する。
- ③ 十分に水洗いしてから使用再開する。

<記録方法>

調節箱の点検等を実施した際は、点検表に記録する

ポイント⑥

調節箱に関する点検表（例）

責任者確認欄

記録票		○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
内部点検	○系統用					
毎週○曜日	△系統用					
遊離残留塩素	○系統用					
濃度(調節箱)	△系統用					
毎週○曜日						
備考	○系統用					
清掃消毒、年	△系統用					
○回						
実施担当者						

責任者確認欄

(点検表記載例)

記録票		10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)
内部点検	○系統用		異常なし			
毎週○曜日	△系統用		汚れ多い			
遊離残留塩素	○系統用			0.5mg/L		
濃度(調節箱)	△系統用			0.6mg/L		
毎週○曜日						
備考	○系統用		内部点検実施	清掃消毒実施		
清掃消毒、年			異常なし			
○回	△系統用		内部点検実施	清掃消毒実施		
			汚れ多い			
実施担当者			□□ □□	△△ △△		

1.1 点検表から見た衛生管理の全体像

浴槽・浴室		日付						
点検項目	男女	10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)	10/10 (土)	10/11 (日)
浴室の清掃は実施したか	男	○	○	○	○	○	○	○
	女	○	○	○	○	○	○	○
浴室の消毒は実施したか（壁、イス等の消毒：月1回）	男	○	-	-	-	-	-	-
	女	-	○	-	-	-	-	-
浴槽の消毒換水清掃は実施したか（消毒用塩素剤0mL、○時間、週1回（連日使用型循環式浴槽の場合））	男	○	/	/	/	/	/	/
	女	/	○	/	/	/	/	/
浴槽の表面に破損箇所等はないか	男	×(※)	○	○	○	○	○	○
	女	○	○	○	○	○	○	○
空気取り入れ口に汚れ等はないか	男	○	○	○	○	○	○	○
	女	○	○	○	○	○	○	○
実施担当者	男	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	女	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△

備考(※) 10/5(月)点検時における男湯浴槽の底に、ややびびが見られた。汚れがたまる可能性が高いことから、同日中に速やかにクリーニング処理を行った。

遊離残留塩素 確認時刻	浴槽	10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)	10/10 (土)	10/11 (日)
9時	男内湯	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.3	0.6
	女内湯	0.7	0.4	0.4	0.5	0.8	0.5	0.5
12時	男内湯	0.4	0.5	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3
	女内湯	0.4	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4
15時	男内湯	0.7	0.4	0.5	0.5	0.8	0.5	0.6
	女内湯	0.5	0.5	0.4	0.7	0.5	0.3	0.5
18時	男内湯	0.4	0.1※	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1※
	女内湯	0.5	0.1※	0.4	0.5	0.4	0.5	0.3
実施担当者	男内湯	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	女内湯	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△
備考			※18時、消毒剤を○○ml投入後、遊離残留塩素確認0.5mg/L					18時、消毒剤を○○ml投入後、遊離残留塩素確認0.5mg/L

循環系統		日付						
項目	系統名	10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9 (金)	10/10 (土)	10/11 (日)
集毛器の清掃は実施したか (営業後、毎日)	男湯系統	○	○	○	○	○	○	○
	女湯系統	○	○	○	○	○	○	○
ろ過器の逆洗浄は実施したか (週○回、自動○分間)	男湯系統	○		○		○		
	女湯系統	○	○	○	○	○	○	○
循環系統の消毒は実施したか (週○回、塩素剤OmL、○時間)	男湯系統			○				
	女湯系統			○				
特別な消毒(生物膜の除去)は実施したか (年○回)	男湯系統		△	○				
	女湯系統			○				
薬注器の点検は実施したか (毎日、注入ノズルの詰まり、 空気をかんでいないか)	男湯系統	○	○	○	○	○	○	○
	女湯系統	○	○	○	○	○	○	○
薬液残量を記入	男湯系統	10L	8L	6L	4L→20L	18L	16L	14L
	女湯系統	12L	10L	8L	6L	4L→20L	18L	16L
薬液を補充した場合、補充量を記入	男湯系統	-	-	-	16L	-	-	-
	女湯系統	-	-	-	-	16L	-	-
実施担当者		○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
<p>～備考～ 10/7 生物膜除去作業実施 (3%過酸化水素水を使用し○○業者に委託) 詳細は作業報告書のとおり</p>								
シャワー設備		12/1 (月)	2 (火)	… (水)	… (木)	… (金)	… (土)	31 (日)
実施者		スズキ	イトウ	…	…	…	…	イトウ
シャワー-外側清掃 (毎日)		○	○	○	○	○	○	○
シャワー-水きり (毎日)		○	○	○	○	○	○	○
水シャワーによる簡易消毒 (毎日)		○	○	○	○	○	○	○
シャワー-内部及びホースの点検 (○か月に○回)			男湯					女湯
シャワー-内部及びホースの清掃・消毒 (○か月に○回)								○
シャワー-ヘッド・ホースの交換 (随時)			男湯シャワー-ヘッド 右①交換					全ホース交換
貯湯槽		10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/8 (木)		
測定結果 (温度又は遊離残留塩素濃度) 毎日	○ 槽 (貯湯槽、温度 60℃以上)	62℃	65℃	65℃	65℃	65℃	65℃	
	△ 槽 (原湯槽、遊離残留 塩素濃度)	0.2mg/L	0.2mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	

	0.2mg/L 以上)					
末端温度 毎週○曜日、 温度 55℃以上、遊離残留 塩素濃度 0.1mg/L 以上	○槽系統	60℃				
	△槽系統			55℃		
備考 清掃年○回 滞留水排出 年○回	○槽		内部点検実施 異常なし	清掃実施		底部滞留水 排出
	△槽		内部点検実施 汚れ多い	清掃実施		底部滞留水 排出
実施担当者		△△ △△	□□ □□	△△ △△	□□ □□	△△ △△
調節箱		10/5 (月)	10/6 (火)	10/7 (水)	10/8 (木)	10/9(金)
内部点検 毎週○曜日	○系統用		異常なし			
	△系統用		汚れ多い			
遊離残留塩 素濃度(調節 箱) 毎週○曜日	○系統用			0.5mg/L		
	△系統用			0.6mg/L		
備考 清掃消毒、年 ○回	○系統用		内部点検実施 異常なし	清掃消毒実施		
	△系統用		内部点検実施 汚れ多い	清掃消毒実施		
実施担当者			□□ □□	△△ △△		

(本頁余白)

12 各章におけるキーワード

五十音	キーワード	ページ	章	タイトル
あ行	衛生管理手引書	6~7	1	入浴施設における レジオネラ症防止対策のための 衛生管理手引書の作成全体像
	衛生管理責任者	10~11	2	衛生管理責任者を中心とした 実施体制
	塩素系消毒薬剤	14~15 26~27	4 6	浴槽、浴室の衛生管理 薬注器の点検・管理
か行	加温装置（設備）	34~35	8	貯湯槽の衛生管理
	過酸化水素水	24、29	5	循環設備の衛生管理 （ろ過器・循環配管・集毛器）
	カラン	17 44	4 10	浴槽・浴室の衛生管理 調節箱の衛生管理
	気泡発生装置	1	-	はじめに
		14	4	浴槽・浴室の衛生管理
		24~25	5	循環設備の衛生管理 （ろ過器・循環配管・集毛器）
	緊急時、異常時の対応	10~11	2	衛生管理責任者を中心とした 実施体制
		20~21	4	浴槽・浴室の衛生管理
		28~29	6	薬注器の点検・管理
		40	9	水質検査の実施
	原湯（槽）	34~37	8	貯湯槽の衛生管理
高温消毒	30~31	7	シャワー設備の衛生管理	
	34~35 44~45	8 10	貯湯槽の衛生管理 調節箱の衛生管理	
高濃度塩素（消毒）	24~25	5	循環設備の衛生管理 （ろ過器・循環配管・集毛器）	
	44~47	10	調節箱の衛生管理	
さ行	シャワー （ヘッド、ホース）	17	4	浴槽・浴室の衛生管理
		30~33	7	シャワー設備の衛生管理
		44	10	調節箱の衛生管理
	集毛器 （ヘアキャッチャー）	22~23	5	循環設備の衛生管理 （ろ過器・循環配管・集毛器）
		28~29	5、6	循環系統に関する点検表（例）
	自動注入方式（装置）	26	6	薬注器の点検・管理
	循環配管	12~13	3	浴槽の配管系統図
		22~25	5	循環設備の衛生管理 （ろ過器・循環配管・集毛器）
28~29		5、6	循環系統に関する点検表（例）	
水質基準	38~39、42	9	水質検査の実施	
水質検査項目	38、41~42	9	水質検査の実施	
水質検査頻度	38~39、41	9	水質検査の実施	

	生物膜の除去	22、24~25 28~29	5 5、6	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器) 循環システムに関する点検表(例)
た行	調節箱	30~31 44~47	7 10	シャワー設備の衛生管理 調節箱の衛生管理
	貯湯槽	34~37	8	貯湯槽の衛生管理
	定期的な消毒	24~25	5	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器)
		28~29	5、6	循環システムに関する点検表(例)
	点検表	6~7	1	レジオネラ症防止対策のための 衛生管理手引書の全体像
48~50		11	点検表から見た衛生管理の全体像	
特別な消毒	24~25	5	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器)	
	28~29	5、6	循環システムに関する点検表(例)	
な行	投げ込み方式	26	6	薬注器の点検・管理
は行	配管系統図	12~13	3	浴槽の配管系統図
や行	薬注器 (消毒薬剤注入装置)	12~13	3	浴槽の配管系統図
		26~29	6	薬注器の点検・管理
		34	8	貯湯槽の衛生管理
	遊離残留塩素(濃度)	14~15、17	4	浴槽・浴室の衛生管理
		20~21		
		26~27	6	薬注器の点検・管理
		35~37	8	貯湯槽の衛生管理
浴槽	46~47	10	調節箱の衛生管理	
	12~13	3	浴槽の配管系統図	
浴槽水	14~19	4	浴槽・浴室の衛生管理	
	14~15、17	4	浴槽・浴室の衛生管理	
浴槽の材質	14~15	4	浴槽・浴室の衛生管理	
ら行	連通管	12~13	3	浴槽の配管系統図
		15	4	浴槽・浴室の衛生管理
		24	5	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器)
	ろ過器	12~13	3	浴槽の配管系統図
		22~25	5	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器)
ろ過器の逆洗浄	28~29	5、6	循環システムに関する点検表(例)	
	22~23	5	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器)	
ろ材	28~29	5、6	循環システムに関する点検表(例)	
	22、24~25	5	循環設備の衛生管理 (ろ過器・循環配管・集毛器)	

問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

仙台市保健所青葉支所衛生課生活衛生係	電話：022-225-7211（代表） 内線 6727~6729
仙台市保健所宮城野支所衛生課生活衛生係	電話：022-291-2111（代表） 内線 6724~6726
仙台市保健所若林支所衛生課生活衛生係	電話：022-282-1111（代表） 内線 6724~6725
仙台市保健所太白支所衛生課生活衛生係	電話：022-247-1111（代表） 内線 6724~6726
仙台市保健所泉支所衛生課生活衛生係	電話：022-372-3111（代表） 内線 6724~6726
仙台市保健所生活衛生課生活衛生係	電話：022-214-8206（直通）

制定・改訂履歴

日付	制定・改訂状況	備考
平成28年3月16日	制定	
平成29年3月27日	改訂	文言、表現の修正
令和3年8月20日	改訂	水質基準の改正